

平成 16 年度 事業計画書

(平成 16 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日)

1 法整備支援受託事業

国際協力機構は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の法整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ専門家を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力機構の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所他関係先と協力し実施している。

国際協力機構からの受託事業収入は平成 8 年度 11 百万円から年々増加し、最近数年間の推移は下記のとおりとなっている。平成 15 年度はカンボジアの民法、民事訴訟法草案作成がほぼ完了し一段落したこと、ベトナム研修等、一般研修の縮小等により受託総額は前年度を下回り、平成 16 年度もほぼ同規模の事業となる見込み。

この受託事業については、事業内容の一層の充実を計り成果を上げるため、当財団としても独自に人的、資金的支援を加えている。

国際協力機構受託事業収入費用の推移(平成 15 年度まで実績)

	受託事業収入	受託事業支出	(千円)
平成 12 年度	45,433	53,832	
平成 13 年度	65,060	71,622	
平成 14 年度	82,968	83,446	
平成 15 年度	56,814	57,063	
平成 16 年度(予算)	69,600	73,400	

(1)ベトナム法整備支援研修(ベトナム研修)

国際協力機構とベトナム司法省との法整備支援契約フェーズ 2(3 年 5 ヶ月)の終了後、平成 15 年 7 月には新たな 3 ヶ年契約(フェーズ 3)がスタートした。

日本での研修は、既に 22 回実施され、来日した研修員は総勢 220 人を超している。本研修は司法省の他に最高人民裁判所、最高人民検察庁を含め、年 4 回の規模に拡大したが、日本法制度の一般研修は平成 14 年度で一区切りとし、フェーズ 3 では民法改正研究、法曹養成教官研究(トレーナーズトレーニング)などに目的を絞った研修に特化し、より具体的な成果を上げることを目標としている。

平成 16 年度ベトナム研修スケジュール(各研修とも研修員 10 人前後、期間 4 週間)

- 第 23 回研修 平成 16 年 7 月(大阪)
判決標準化及び判例整備スタッフ研修
- 第 24 回研修 平成 16 年 8 月(東京)
民法改正共同研究スタッフ研修
- 第 25 回研修 平成 16 年 11 月(大阪)
法曹養成教官研修

研修の講師には当財団役員、学術評議員にも引き受けていただき、又、研修期間中に法曹関係機関の見学や企業訪問、日本側関係者との懇談、交流の場を設ける。

(2)ベトナム法制度整備

平成 15 年 7 月にスタートしたベトナムとの新 3 ヶ年法制度整備支援契約(フェーズ 3)では、前記本邦研修の他下記事業が継続又は新たに追加されている。

(イ)民法を中心とした民商事分野立法の整備支援

民法改正最終法案
知的財産権関連法規
民事訴訟法、倒産法
その他民法関連法令(不動産登記法、国家賠償法、判決執行法等)
上記 のため従来からの民法改正共同研究会(東京、委員 8 人)及び のため昨年度からスタートした民訴法共同研究会(大阪、委員 4 人)が継続する。 、 については当面現地派遣長期専門家及び日本からの短期講師派遣による現地セミナーにより対応される。

(ロ)法曹強化のための支援

現存研修機関の研修プログラム、教材の改善
判決様式の標準化、判例情報の整備
ハノイ大学法学部日本法教育への支援
上記 のため法曹養成機関支援 Working Group(東京、委員 5 人)及び判決標準化、判例整備プロジェクト WorkingGroup(大阪、委員 3 ～ 4 人)が設置される。

当財団は当年度も引き続き民法改正共同研究会の他、新規事業のため設置される部会、WorkingGroup の事務局業務を担当する。

本事務局の円滑な運営のため財団職員の他に大学講師、大学生を各 1 名を起用しているが、今後必要に応じ協力者を増員することとする。

(3)カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

カンボジア民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは、草案の引き渡しにより一段落したが、法案の国会での成立及び関係諸制度の構築に向けて立法関係者や法曹養成トレーナーズの研修について、引き続き日本側が支援協力を行う。カンボジア政府新内閣の成立遅れにより、国際協力機構とカンボジア司法省との新３ヶ年法整備支援契約フェーズ２のスタートは約半年遅れ平成１６年４月からとなる。

平成１６年度カンボジア研修スケジュール(各研修とも研修員１０人前後、期間２～４週間)

平成１６年度第１回　８～９月頃(東京)
民法・民訴法関連研修
平成１６年度第２回　１～２月頃(大阪)
法曹養成教官研修
場　所：　法務総合研究所(東京)

(4)カンボジア法制度整備

カンボジア民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトは４年間にわたり両国関係者の絶大な協力のもとに完了したが、カンボジア側は、両法案の国会審議・成立まで現地ワークショップや専門家派遣、本邦研修などの支援協力、(Ⅱ)民法・民訴法関連法制度施行法、供託法、戸籍法、人事訴訟法構築支援、(Ⅲ)司法官裁判官・検事養成学校、弁護士養成学校の運営への協力を要請してきており、国際協力機構とカンボジア司法省他関係機関との間で新たな法整備支援契約(フェーズ２)が平成１６年４月からスタートする。

このため、従来からの民法作業部会(委員１４名)、民事訴訟法作業部会委員１３名はほぼ同じ規模で継続いただき、また新たに法曹養成作業部会が設けられる予定である。

当財団は引き続き各作業部会の事務局を担当し、この運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理・翻訳、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生他の協力者５～６名を起用して取り進める。

また、当財団は当財団事務所会議室、事務機器の使用便宜、各委員への謝金や交通費、諸会議費等に補助支援を行っている。

(5)ラオス法整備支援

ラオス法整備支援研修(年２回本邦研修)は当初から名古屋大学及び法務総合研究所が国際協力機構から直接受託し、当財団はサイドからの協力に止まっていたが、前年度からこの研修に係る関係者会議並びに日本からの専門家派遣による現地 Working Shop の支援活動について本邦での事務局業務を受託することとなった。

当面は研修や現地 WS に関連する会議設営、資料準備、翻訳、テープ起こし等の業務が主体となる見込み。

(6)国際民商事法研修(地域研修)

国際協力機構は従来の多数国マルチ研修(6～7ヶ国を対象とした一般研修)を見直し、平成15年度から経済、文化圏の近い地域別の研修体制に切り替えており、当年度は前年度に引き続きインドシナ半島4ヶ国を対象とした地域別研修を実施する。

この国際研修には、従来同様日本人研修員(法務省、裁判所、弁護士、企業法務)6名も加わり、5～6週間にわたり合宿により共同研修を行う。財団関係者による講師の引受、見学旅行や企業訪問、研修員によるカントリーレポート発表会、懇談交流会等研修を円滑に進めるため幅広い協力を行う。なお、この研修に参加する日本人研修員の費用は原則として当財団が負担する。

平成16年度国際民商事法研修(地域研修)

対象地域：インドシナ半島4ヶ国

カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの司法省、裁判所、検察院等から各国3名、日本人6名合計18名参加

期間：平成17年1～2月 約5～6週間

場所：法務総合研究所国際協力部(大阪)

研修期間中約1週間は東京で行い、また石川県金沢市を見学訪問する他、研修期間中に大阪で開催されるアジア太平洋諸国法制度シンポジウム(後述)にも研修カリキュラムの一環として参加する。

(7)ウズベキスタン法整備支援研修(ウズベキスタン研修)

ウズベキスタンは1991年のソ連邦崩壊後、中央統制計画経済から市場経済への移行を目指し、そのための法制度の整備を進めているが、課題が山積みしており、欧米諸国の法の継受により発展してきた日本による協力を求めてきたので、国際協力機構及び法務総合研究所国際協力部は予備調査の実施を経て、平成14年度から本邦研修を開始した。

当財団は国際協力機構から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第3回ウズベキスタン研修

平成16年10月(大阪、4週間)

司法省、経済裁判所、検察庁等から研修員8人

(8)日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー(インドネシア研修)

インドネシアの法制度は外見的には一応整っているものの、法の適用と執行面において多くの問題を抱えており、民事・刑事の実体法及び手続法の改正に加え、破産法、知的財産権、独占禁止法などの経済関連法の適切な運用の確立を目指しており、日本の法制度に注目し、法整備支援を要請してきている。

第一段階として同国の司法制度及び改革の動向を把握する必要があり、日本・インドネシア両国の制度比較研究セミナーとして平成14年度にスタートした。実質的には研修のカテゴリーに入るので「インドネシア研修」と略称する。)

当財団は国際協力事業団から本研修事業の業務委託を受け、国際協力部とともに推進にあたる。

第3回インドネシア研修

平成16年6～7月(大阪、4週間)

裁判官、検察官、弁護士、法務人権省職員など研修員10人

(9)中国経済法（企業関連法）整備支援

国際協力機構は中国に対する ODA 支援の見直しの中で、法制度整備支援事業を新たに検討しており、当年度に実施の段階となる見込み。

対象は外資関連法、公司法（会社法）、国有資産管理法等日本の企業の活動と密接な分野が中心となる。

中国での日本の専門家によるセミナー、共同研究等、本邦では中国からの調査ミッション受け入れ、特定テーマについての研修（研修員10人、年2回）等が計画されている。

実施機関 中国側 国務院商務部・法制弁公室

日本側 国際協力機構、法務総合研究所、経済産業省、日中企業法制研究会他
当財団は、本事業の本邦での事務局業務を国際協力機構から受託する予定。

(10)その他諸国研修等

国際協力機構の ODA 枠による法整備支援研修対象国は、アジア及びその周辺地域について今後とも増加すると思われ、当財団としても初期段階から可能な範囲で支援協力することとしたい。(国際協力機構との関係事業として予備的に予算を計上し一括管理する。)

(11)法整備支援戦略研究会

当年度実施予定なし。

2 その他法整備支援事業

当財団は、国際協力機構の ODA 関係の事業とは別に法務総合研究所と共催による日韓パートナーシップ研修、アジア開発銀行の国際研修プログラムへの参加協力(但し、本件当年度は実施予定なし) 更には当財団独自の立場での個別支援事業も行っており、これらを一括し、その他法整備支援事業として管理している。

(1)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院(最高裁)と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を平成 11 年度から継続的に実施しており、年々内容も充実し成果を上げてきている。

第 6 回日韓パートナーシップ研修

メインテーマ 不動産登記、商業登記及びこれに関連する不動産執行についての
実務上の諸問題

韓国セッション 平成 16 年 6 月 14 日～6 月 24 日ソウル

日本チーム 5 名が訪韓、韓国チーム 5 名と共に法院公務員教育院(ソウル)において研修。

日本セッション 平成 16 年 10 月 19 日～10 月 28 日東京

韓国チーム 5 名が来日、日本チーム 5 名と共に法務総合研究所(東京)において研修。

(2) 中国民法典制定への協力

中国は民法典編纂に向けて、最終的な検討段階にあり、中国社会科学院法学研究所は日本の民法学者の協力を求めている。

日本の民法学者有志日中比較民法研究会メンバー 4～5 人が、共同研究という形で参加するもので、平成 15 年度第 1 回シンポジウムが北京で開催された。当財団は当年度も日本側の協力活動に対し、参加費用等について一部支援を行う。

(3) その他諸国関係

国際協力機構の ODA 案件とは別に、新たに発生する法整備支援関係プロジェクトに対応するため、予備的に見込むもの。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

当財団は国務院国家発展・改革委員会を中国側の窓口として商務部や中国社会科学院法学研究所他関係機関の協力を得て中国との事業を取り進めており、当年度は第9回日中民商事法セミナーを北京で開催する。

第9回日中民商事法セミナー

時期・場所：平成16年9月 北京
テーマ：日本の高度成長からバブル崩壊に至る過程での法規制の状況(仮題)
主催 日本：当財団、法務総合研究所、JETRO
中国：国務院国家発展・改革委員会
日本側講師 テーマに関する専門家講師2～3人派遣

日中民商事法セミナーは、当財団設立以来継続してきた重要プロジェクトであり、この内容の一層の充実を計るとともに、国家発展・改革委員会との友好関係を深め、将来に向け新たな協力事業も検討したい。

(2)国際民商事法講演会

特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を機会ある毎に開催しており、平成13年度はインドネシア裁判外の紛争解決、平成14年度はフィリピン裁判制度、平成15年度は韓国知財訴訟(特許法院)をテーマとして実施した。

当年度は関係諸機関の協力も得て機会を広げ、年2回開催を目標とする。

(3)アジア太平洋諸国法制度ミニシンポジウム

平成16年度～17年度の2ヶ年にわたり新たなテーマのもとに研究事業を立ち上げることとしており、この研究の中間段階でミニシンポジウムを開催する予定。

時 期：平成17年3月
場 所：大阪中之島合同庁舎国際会議室
主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団
後 援：JETRO
対象国：第1年度 中国、タイ、シンガポール、インドネシア(予定)
テーマ：国際的企業結合をめぐる法制度の研究(仮題)

(4) 他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

4 調査研究事業

(1)アジア太平洋諸国法制度調査研究

当財団は調査研究事業として、アジア太平洋諸国の法制度について関西の学者、実務家をお願いし、研究会を続けてきている。第1期破産法・担保法、第2期 ADR、第3期知的財産権を実施してきたが、平成16年度～17年度の2ヶ年にわたり国際会社法に関する新たな研究事業（仮題：国際的企業結合をめぐる法制度の研究）を立ち上げる。

国際会社法調査研究会(仮称)

主 催：法務総合研究所国際協力部、当財団

後 援：JETRO

期 間：平成16年度～17年度 2年間

対象国：第1年度、中国、タイ、シンガポール、インドネシア（予定）

研究会：顧問 河本一郎弁護士(当財団評議員)

座 長 龍田 節弁護士(京都大学名誉教授)

研究員 5～6名

協 力 JETRO 1名

当年度は定期的研究会開催の他、対象国アンケート、海外専門家との情報交換等を実施する予定。

(2)海外現地調査

当財団関係者が法整備支援対象国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援の内容、方法などについて現地の関係者の要望を聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。当年度は、ウズベキスタン他1～2ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」発行

平成16年6月発行

平成14年度事業報告、平成15年度事業計画を掲載

平成16年12月発行

第9回日中民商事法セミナー特集を予定

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの維持

当財団パンフレットの up-to-date 化ホームページに追加又は新規情報掲載により内容の充実を計る。